



福岡県医発第940号(地)

平成21年 8月13日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公印省略)

介護サービス情報の公表制度に係る手数料の改正について

標記の件につきましては、国の『「介護サービス情報の公表」制度における調査事務等に関する手数料について』が改正され、訪問調査体制の効率化を図るため、一律に調査員2名以上とするのではなく、規則上は1名以上とする等の制度の弾力化がなされました。(平成20年12月24日付福岡県医発第1982号(地)、平成21年4月15日付福岡県医発第154号(地)連絡済み。)

これに伴い、本県においても、6月県議会において、福岡県保健福祉手数料条例の中で定めている情報の公表にかかる調査手数料の額について、調査員数の見直しに基づいた改正が下記のとおりなされております。

つきましては、貴会会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

1. 手数料の額の改正

改正項目	現 行	⇒	改 正
調査手数料	31,000円	⇒	22,000円
公表手数料	9,000円(変更なし)		
計	40,000円	⇒	31,000円

2. 参考

福岡県庁ホームページ「介護サービス情報の公表制度について」(別紙1)

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/b03/kouhyou3.html>

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 名取一幸
介護保険副担当理事 廣瀬真恵
会長 丸山 泉